

教宣 せぶん

信頼回復への道

どぶいたニュース 159号で、団交の席で都労委命令に従わず不当労働行為を続けると豪語する会社の姿が明らかにされました。当社はいま第三分野商品の保険金不払い問題で金融庁から「業務停止」という厳しい処分を科せられています。また自動車保険の保険金不払い問題や火災保険料の取り過ぎ問題も発覚し、社会からさらに大きな、厳しい批判の声を浴びせられています。もちろん築き上げてきた「信頼」を大きく失う結果を招いています。その大きく失った信頼を回復するために、社内の「常識」を徹底的に見直し、真にお客様の視点で業務が遂行できるように、全社一丸となって取りくみを強化している最中です。その真っ只中で当社の経営者は、第三者機関である東京都労働委員会から、言ってみれば「あなたの経営施策・経営感覚は間違っている。歪んでいる。独りよがりだ。直ちにこのように改めなさい」と命令されたのです。さらに言えば都労委命令は、「会社の常識、社会の非常識」と全従業員に発信し、すべての社内感覚、従業員の意識を、一度リセットし直して考えてみようと言っている経営トップが、第三者機関から「あなたがやっていることは社内の『常識』だと思ってやっているかもしれないが、社会から見ればとんでもない『非常識』なので直ちに改めなさい」と指摘されたということではないでしょうか。にもかかわらず、「そんなこと知るか」と、従業員にむけて発信している言葉も忘れ、当社が置かれている立場も忘れ、自らのふるまいをまったく改めようとしていないのが、いまの経営者の姿です。

経営者自らがこんな姿勢を見せる会社が、「存亡の危機」を乗り越えられるのでしょうか？失った顧客、社会の「信頼」を回復できるのでしょうか？顧客と対面して仕事をしている私たちは、契約者の生の声を聞くことができます。「印象が悪いよ」「しっかりしなきゃダメだぞ」と苦言を呈しながらも、私たちとの信頼関係で、契約を維持してくれるお客さんがたくさんいます。そういう私たちを信頼してくれる契約者のためにも、当社の経営者が団交で見せる「経営感覚」を改めさせなければならないと思います。真剣に信頼回復を考えるなら、まずは第三者機関が下した「命令」に素直に従うべきです。裁判所が下した「判決」に従うべきです。働くものには「会社の常識、社会の非常識」という視点で考えろと言っておきながら、自らは第三者機関の命令にも従わない姿勢をみせる経営者が、真剣に信頼回復を考えているとは私には到底思えません。経営者が発するもっともらしい言葉が、まったく詭弁に聞こえます。25日の株主総会は、前代未聞と言える、金融庁の行政「処分」、東京地裁の「判決」、東京都労働委員会の「命令」と三重に断罪された経営責任を追及できる唯一最大の場です。経営者自らが、「判決」や「命令」を無視する姿勢を見せる会社に、「存亡の危機

は乗り越えられない」「信頼回復などはかれない」ことを堂々と主張しましょう。労使争議を経営者みずからが解決させてこそ、はじめて「信頼回復」の道は拓かれていくはずです。